



事業所からのごみの持込について

事前に各市町担当課において許可を受けて下さい。詳しくは[香芝市](#)、[王寺町](#)のホームページをご覧ください。

当日各市町の発行する「事業系一般廃棄物搬入指示・証明書」をもって施設へお越しください。

なお、「事業系一般廃棄物搬入指示・証明書」を持参されない場合は、搬入をお断りさせていただきますので、事前の手続きをよろしくお願いいたします。

搬入日時

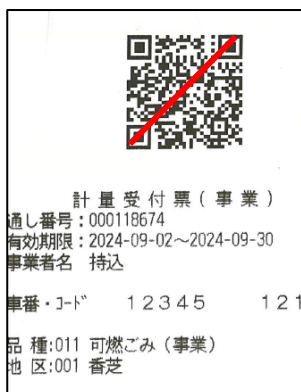
平日（祝日、土・日、年末年始を除く）午後 1:30 から午後 4:30 まで

料金について

10kg 当たり 160 円（現金のみの支払となります。）

搬入方法

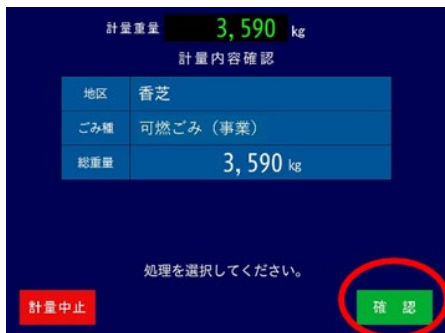
1. 車を入口計量機に乗せ、一旦車から降りて、受付にて搬入指示証明書を提示し、QR コードが印字されたレシートを受け取ってください（この QR コードは搬入指示証明書の指示する期間内有効です。無くさないよう大切に保管してください）。



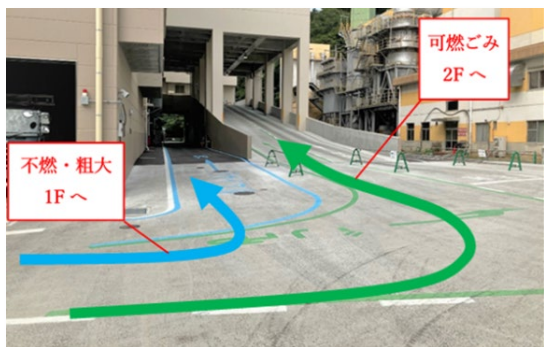
2. ご自身も計量機に乗った状態で QR コードを①のカードリーダーにかざしてください。



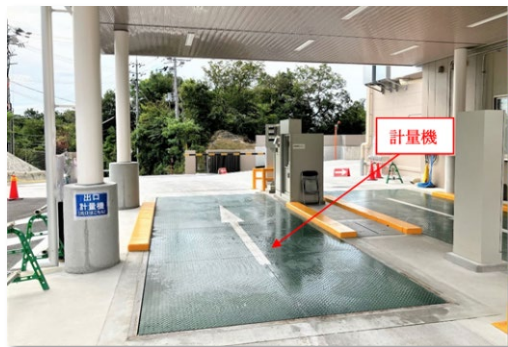
3. タッチパネル画面に表示された内容を確認し、よろしければ確認ボタンをタッチしてください（1回目の計量が終了します）。



4. 係員の指示に従い可燃ごみは2階プラットフォームへ、不燃ごみ・粗大ごみは1階プラットフォームへ移動してください。



5. 係員の指示に従い持ち込んだごみを下ろしてください（荷下ろしはご自身で行っていただきます）。
6. 出口計量機に車を乗せ、一旦車から降りて入口にてお渡ししたQRコードを②のカードリーダーにかざしてください（入口と同様にご自身も計量機に乗ったまま行ってください）。



7. タッチパネル画面に内容が表示されますので、よろしければ確認ボタンをタッチします（2回目の計量が終了します）。



8. 画面に料金が表示されますので支払い料金を自動精算機に投入し精算ボタンをタッチします。



9. お釣りと領収書を受け取って退出してください。

搬入時の注意

- 産業廃棄物は受け入れできません。産業廃棄物の種類については[こちら](#)をご確認下さい。
- じゅうたん、カーペット等（産業廃棄物を除く）については縦 2.5m、横 1.0m、高さ 30cm 未満までのサイズは、そのまま搬入可能です。
- 畳については建替、リフォーム時に発生するものは産業廃棄物です。施行事業者に処分を依頼してください。
- 直接持込の場合、布団等はひもで縛る必要はありません。
- 家具等（産業廃棄物を除く）の中身は空にしてください。
- 一人で下ろせない場合は複数人でお越し下さい。
- 剪定事業者による持込については[こちら](#)をご確認下さい。
- 剪定枝は太さ 1cm 未満のものは長さ 30cm 以下に切っていただき可燃ごみへ、太さ 1cm 以上 20cm 未満のものは長さ 1m 以内に切断し粗大ごみとして分別して下さい。
- 太さ 20cm 以上の枝は処理できませんので半分に縦割りする等して下さい。
- 伐根作業後の根については処理できません。
- 剪定を事業者に依頼した場合はその事業者に処分依頼してください。
- 搬入物については係員が検査をすることがあります。搬入不適物についてはお持ち帰りいただくことになります。
- 一般廃棄物の収取運搬は市町の許可あるものしか出来ません。ごみの持込を他の事業者委託する場合は、各市町が許可する事業者にご相談して下さい。（詳しくは香芝市廃棄物対策課 0745-77-4189、王寺町住民課 0745-73-2001 へご確認下さい。）

お問い合わせ

香芝・王寺環境サービス株式会社

〒639-0261 奈良県香芝市尼寺 615 番地

TEL : 0745-51-0570

／ FAX : 0745-51-0576